

広島県告示第六百二十四号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八條第七項の規定によつて、平成十七年広島県告示第千五百五十一号で設定した次の鳥獣保護区の存続期間を更新し、平成二十七年十一月一日から施行する。

平成二十七年十月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 更新する鳥獣保護区

大仙鳥獣保護区、竹林寺鳥獣保護区、槇原谷鳥獣保護区、立岩鳥獣保護区、東郷山鳥獣保護区、天狗石山鳥獣保護区及び野呂山鳥獣保護区

二 一のうち区域表示を変更して更新する鳥獣保護区

1 大仙鳥獣保護区

東広島市河内町地内の一般国道四三二号と市道大屋大仙線との交点を起点として、同所から同市道を南西方に進み、市道大仙園線との交点に至り、同所から同市道を北方に進み、市道有田大仙園線との交点に至り、同所から同市道を北方に進み、主要地方道広島空港線との交点に至り、同所から同地方道を東方に進み、一般国道四三二号との交点に至り、同所から同国道を南東方に進み、起点に至る線に囲まれた区域及び東山上池並びに東山二号池の区域

2 竹林寺鳥獣保護区

東広島市河内町地内の瀬戸内森林計画区河内町一〇林班に小班の八〇一番地、一三林班のうち市道上正尺竹林寺線と林道篁山線より南側の区域及び広島経営計画区篁山国有林一〇五一林班の区域

3 槇原谷鳥獣保護区

庄原市比和町森脇字槇原谷五四二三番地の三及び同字高木谷山四七三番地の五の区域のうち吾妻槇原谷自然環境保全地域（昭和五十七年七月十九日広島県告示第七百三十八号）の区域

4 立岩鳥獣保護区

廿日市市吉和地内の一般県道吉和戸河内線の小松原橋と太田川右岸との交点を起点として、同所から同県道を北東方に進み、十方山登山道との交点に至り、同所から同登山道を北方に進み、十方山山頂を経て廿日市市と山県郡安芸太田町の行政界との交点に至り、同所から同行政界を南東方に進み、太田川左岸との交点に至り、同所から同左岸を北東方に進み、立岩ダムとの交点に至り、同所から同ダムを南東方に進み、太田川右岸との交点に至り、同所から同右岸を南方に進み起点に至る線に囲まれた区域

5 東郷山鳥獣保護区

広島市佐伯区湯来町地内の太田川森林計画区恵下谷山国有林二一二林班から二一四林班まで、太田川森林計画区広島市（湯来町）一八四林班、一八五林班及び一八九林班の区域

6 天狗石山鳥獣保護区

山県郡北広島町地内の太田川森林計画区二七三林班及び二七六林班の区域のうち西中国山地国定公園（昭和四十四年一月十日付け厚生省告示第六号）の区域

7 野呂山鳥獣保護区

呉市川尻町地内の瀬戸内森林計画区四林班から七林班までの区域

三 存続期間

平成二十七年十一月一日から平成三十七年十月三十一日まで